

板橋区立志村第一小学校 保護者と教職員の会(略称PTA)規約

第一章 名称

第1条 この会は板橋区立志村第一小学校保護者と教職員の会(PTA)と称し、事務所を同校内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な育成を図ると共に青少年の健全な成長に協力することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員となるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を補導し充実する。
3. 児童・青少年の生活環境をよくする。
4. 公教育費を充実することに努める。
5. 国際理解に努める。

第三章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体としての次の方針に従って活動をする。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を主目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理に干渉しない。

第四章 会員

第5条 この会の会員は次のとおりである。

1. 在学児童の保護者またはこれに代わる者。
2. 学校教職員。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第五章 経理

第7条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第8条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第10条 会員は会費を納入する。
会費は月額250円とし、年額3000円とする。なお、保護者会員については児童数とする。

但し、総会において会費の増減をすることができる。
第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第六章 役員および委員

第12条 この会の役員および委員は次のとおりである。

役員は、

会長 1名(保護者会員)

副会長 3名(保護者会員2名、教職員会員1名)

書記 3名(保護者会員2名、教職員会員1名)

会計 3名(保護者会員2名、教職員会員1名)

とし、副会長・書記・会計の役員においては状況に応じ若干名増員することができる。委員は教職員会員の全員と学級ごとに選出された4名の保護者と校外部各1名の代表とする。

役員は他の役員、会計監査、および委員を兼ねることができない。

第13条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第14条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 会長は総会および各種の委員会を召集する。運営委員会の承認を得て委員および特別委員会の委員長を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
3. 書記は総会・委員総会および運営委員会の議事並びに、この会の活動に関する重要事項を記録し各種集会に関する通知をする。
4. 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、財産を管理し、五月総会において監査を経た決算報告をする。

第七章 会計監査

第16条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査を置く。

第17条 会計監査は総会において承認され、任期は1年とする。

第八章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高の決議機関である。

第19条 総会は定期総会および臨時総会とする。

定期総会は、5月・3月の2回開催する。

臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第20条 総会は会員の現在数の半数以上(委任状を含む)出席しなければその議事を開き決議することができない。

第21条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第22条 総会の日時・場所および議題は、総会開催の3日前までに通知する。

第23条 災害時などの緊急時において、会員の招集が困難な場合、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。なお、議決権行使書の未提出および白紙提出は賛成に含むものとする。

第九章 委員総会

- 第24条 委員総会は、役員・校長・副校長・運営委員および委員をもって構成し、構成員の半数以上の出席をもって成立する。総会に次ぐ機関として総会より付託された事項およびその他の重要事項を審議決定する。
- 第25条 委員総会の議決方法は、総会の議決方法に準ずる。

第十章 委員会

- 第26条 この会の活動に必要な事項について研究立案するため委員会を置く。細則は別に定める。
- 第27条 特別な必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第十一章 運営委員会

- 第28条 運営委員会は、役員・校長・副校長・各委員会の正副委員長並びに特別委員会の正副委員長をもって構成し、会長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求により開催する。
- 第29条 議事は、出席者の過半数で決する。ただし、構成員の半数以上出席しなければ流会とする。委任状は認めない。
- 第30条 運営委員会は、
1. 本会の円滑なる運営を図る。
 2. 本会の年間計画をたて、予算を審議立案する。
 3. 学校と密接な連携を図り、学校行事に協力する。

第十二章 顧問・校長

- 第31条 この会に顧問を置くことができる。ただし、総会の承認を必要とする。
- 第32条 校長はいずれの会にも出席し、意見を述べることができる。

第十三章 細則

- 第33条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、委員総会の議決を経て定める。細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告する。

第十四章 改正

- 第34条 この会の規約は総会において出席者の半数以上の賛成がなければ改正することはできない。また、改正案は総会の開催5日前までに全会員に知らせておかなくてはならない。

付 則

この規約は昭和53年1月10日より実施する。

細 則

第一章 総 会

- 第1条 五月総会には会員異動および新役員に関する報告並びに年間計画および収支予算の審議決定を行う。
- 第2条 五月総会には会計監査を経た収支決算報告書の承認を行う。

第二章 委員会および特別委員会

- 第3条 委員会として学年、校外、成人教養、広報、ベルマーク、特別委員会として卒業対策・役員推薦の各委員会を置く。
- 第4条 学年委員会は、
1. 各学級1名の学年委員を選出し、互選により各学年1名を副委員長として、その中より委員長を1名選出する。それを教職員が補佐する。
 2. 学年・学級PTAが円滑に活動するよう努力する。
- 第5条 校外委員会は、
1. 校外指導を校外部に組織し、校外委員の互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。それを教職員が補佐する。
 2. 地域活動・校外生活指導・青少年問題対策・子ども会・資源回収などの運営にあたる。
- 第6条 成人教養委員会は、
1. 各学級1名の成人教養委員を選出し、互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。それを教職員が補佐する。
 2. 成人教育、保健的行事も含む等について立案し、実施運営にあたる。
- 第7条 広報委員会は、
1. 各学級1名の広報委員を選出し、互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。それを教職員が補佐する。
 2. 広報活動・啓発活動を推進し、会報を発行する。
 3. 地域社会ならびに関係諸機関および諸団体との情報の交換を行う。
- 第8条 ベルマーク委員会は、
1. 各学級1名のベルマーク委員を選出し、互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。それを教職員が補佐する。
 2. ベルマークにより学校およびPTAの設備、備品を購入する事を目的とする。
 3. ベルマークにより、へき地学校や、特別支援学校等へ教育設備を贈る。
 4. ベルマークの回収、点数の累計、送付等の作業を行う。

第9条 卒業対策委員会は、

1. 高学年各学級卒業対象保護者3名を選出し、互選により委員長1名、副委員長2名、書記2名、会計2名、会計監査1名を選出する。ただし、副委員長が会計を兼務することができる。それを学年委員、学級担任が補佐する。
2. 児童卒業にあたり、必要経費を卒業対象保護者より徴収し運営する。
3. 卒業対策委員会に、必要ある時は役員より若干名出席することができる。

第10条 役員推薦委員会は、

1. 会員中(新1年の会員を含む)より役員若干名、会計監査若干名の候補者を推薦する。
2. 役員推薦委員会は、下の9名で構成する。
 - ①各委員会の互選により5名の委員
 - ②役員会員の互選により1名の委員
 - ③教職員会員の互選により3名の委員
3. 役員推薦委員会は役員候補者の発表をもって解散する。
4. 役員会の推薦および就任は下記のとおりに行われる。
 - ①役員推薦委員の互選により正副委員長を選出する。
 - ②役員推薦委員会は各役員および会計監査候補者を会員(新1年生の会員を含む)より推薦し、総会の行われる前までに発表する。
 - ③役員は三月総会に於いて承認され決定する。

昭和53年	12月19日	一部改定、実施
昭和56年	5月26日	一部改定、実施
昭和57年	3月8日	一部改定、実施
昭和61年	3月5日	一部改定、実施
平成元年	5月17日	一部改定、実施
平成7年	3月3日	一部改定、実施
平成16年	3月11日	一部改定、実施
平成19年	4月1日	一部改定、実施
平成21年	4月1日	一部改定、実施
平成24年	4月1日	一部改定、実施
平成25年	4月25日	一部改定、実施
平成31年	4月1日	一部改定、実施
令和2年	4月1日	一部改定、実施
令和2年	7月18日	一部改定、実施
令和3年	3月12日	一部改定、実施

PTA組織図

